暴力団等の排除に関する誓約書 兼 同意書

　　年　　月　　日

加古川市長　　様

誓約者（申請者）

　所在地

　名称

　代表者氏名

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）第４条第５項及び第６項の規定を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、本誓約にあたり、市が、本誓約書の写し及び役員に関する情報を兵庫県警察本部及び所轄の警察署に提供すること並びに下記１（１）及び（２）に関して意見照会することについて同意します。

記

１　誓約事項

（１）特定教育・保育施設の設置者及びその役員（法第40条第１項第10号に規定する役員をいう。）並びに特定教育・保育施設の管理者並びに特定地域型保育事業者及びその役員並びに特定地域型保育事業所の管理者は、条例第４条第５項に規定する暴力団員等に該当しないこと。

（２）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営するに当たっては、条例第４条第６項に規定する暴力団等の支配を受けないこと。

２　添付書類　　　役員一覧表

◎関係法令

加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）抜すい

|  |
| --- |
| 　（一般原則）第４条　５　特定教育・保育施設の設置者及びその役員（法第40条第１項第10号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）並びに特定教育・保育施設をの管理者並びに特定地域型保育事業者及びその役員並びに特定地域型保育事業所の管理者は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）であってはならない。６　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営するに当たっては、暴力団等の支配を受けてはならない。 |

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜すい

|  |
| --- |
| 　（確認の取消し等）第40条　(10）特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去５年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 |

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第１号）抜すい

|  |
| --- |
| 　（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(１)暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(２)暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 |

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜すい

|  |
| --- |
| 　（定義）第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(２)暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。(６)暴力団員　暴力団の構成員をいう。 |